

## 第6章 支援の必要な子どもと保護者へのサポートの推進

### 基本方針

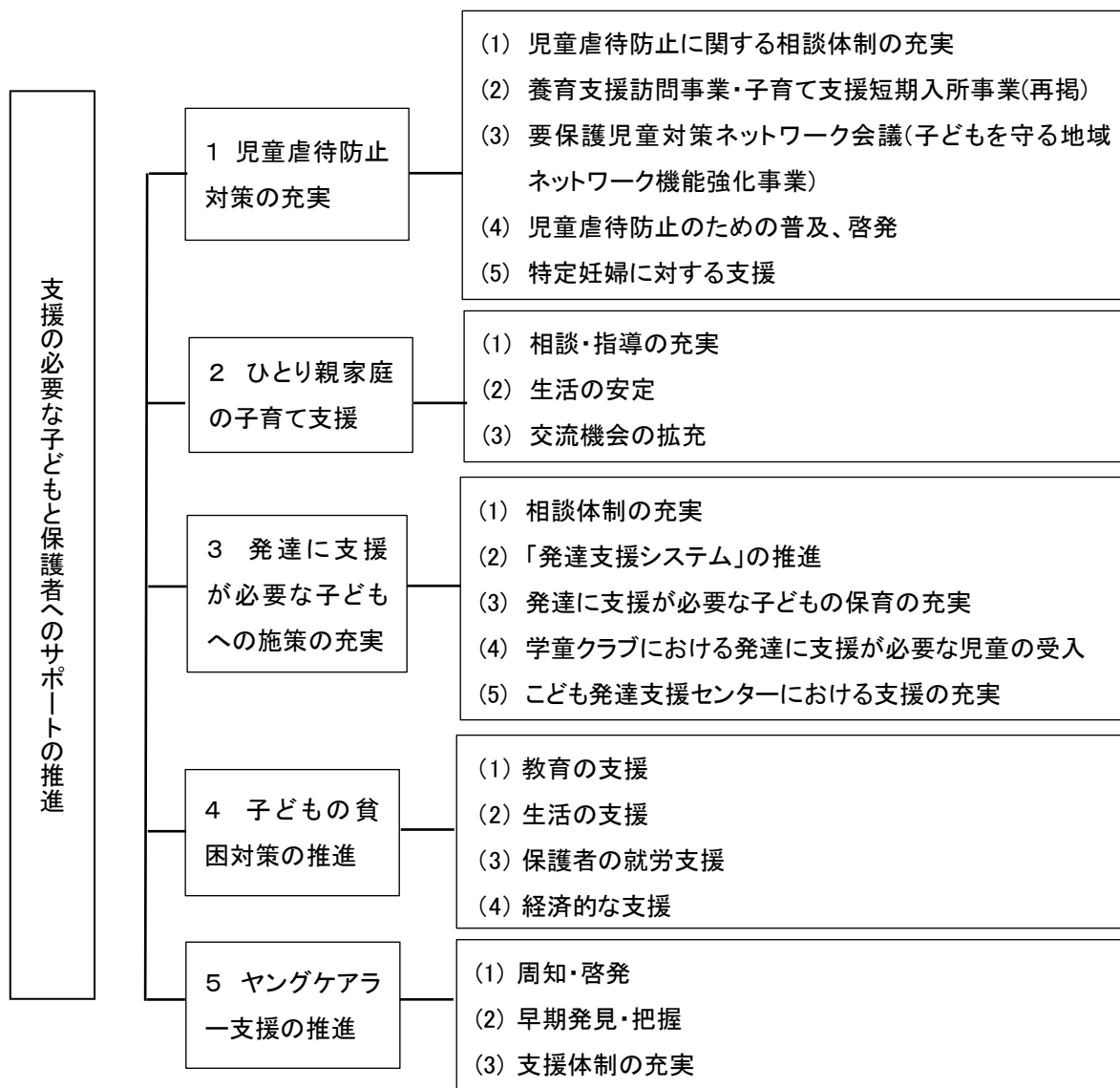
近年、少子高齢化が進行する中、すべての子どもが健やかに育ち、安心して子育てができる環境をつくり、子どもの将来の自立に向けた発達支援に取り組んでいくことが求められています。

発達障害や児童虐待・育児放棄・貧困・ひきこもり・不登校・ヤングケアラーなど、支援が必要な子育て家庭へのサービスの充実に努めるとともに、専門スタッフによる相談・支援体制の充実に図り、関係機関との連携をより一層推進し、安定した家庭環境づくりを行なっていきます。

### 施策の方向

### 具体的な施策

### 事業名



## ＜1＞ 児童虐待防止対策の充実

### （1）児童虐待防止に関する相談体制の充実

児童虐待の通告数は増加する傾向にありますが、最近の傾向として、家庭内の人間関係の複雑化や家庭内の問題の多様化により解決困難な事例が多いことや、子どもや保護者が相談員等の助言や指導を受け入れないことから、改善が図られず、長期に支援が必要なケースが増えています。また国は、市町村の相談体制を強化するため、「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の2022年度までに全市区町村に設置する目標に掲げています。

平成29年4月にこども総合サポートセンターを設置した際に家庭相談員をはじめ、母子・父子自立支援員、青少年相談員、教育委員会所管の教育相談専門員を一箇所に集約し、相談体制の強化を図ってきましたが、「子ども家庭総合支援拠点」の整備に向けて、さらに専門スタッフの配置や相談員のスキルアップを図るなど、相談体制の強化を推進していきます。

表16 虐待対応件数の推移

年度	事由別人数					終了	継続
	身体	性的	心理	ネグレクト	計		
平成26年度	76	1	41	47	165	49	116
平成27年度	81	3	55	49	188	51	137
平成28年度	83	3	93	53	232	79	153
平成29年度	83	5	71	59	228	103	125
平成30年度	79	3	59	60	201	74	127

### （2）養育支援訪問事業・子育て短期支援事業（再掲）P38・40

養育支援訪問事業は、子育てに不安や家庭養育上のさまざまな問題を抱えている養育のための支援が特に必要である家庭に対して、ヘルパーを派遣し、子育ての相談・指導又は育児・家事援助等を行います。

子育て短期支援事業は、保護者の疾病、育児疲れ、育児不安などの身体上又は精神上の理由等により家庭で児童を養育することが困難になった場合、児童養護施設で短期間、子どもを預かります。

両事業を効果的に活用することで、子育ての不安や過重な負担を軽減するとともに当該家庭における適切な養育の実施を確保します。

### （３）要保護児童対策ネットワーク会議（子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業）

児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が毎年増加しているとともに、死亡や重体に繋がるような重篤な児童虐待事件も後を絶たないなど、深刻な社会問題となっています。

平成28年の児童福祉法改正において、市町村要保護児童対策地域協議会の機能強化が盛り込まれ、より一層 関係機関との連携を図る中核的な役割を担うことになりました。

本市では、要保護児童対策地域協議会として「鹿沼市要保護児童対策ネットワーク会議」を設置し、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制を構築しています。

虐待通告に対する迅速な対応はもとより、児童相談所をはじめとした関係機関との連携を図るとともに役割分担を明確化し、地域での見守りと連絡体制を強化することで児童虐待の防止、早期発見及び早期対応を図っていきます。

参考項目 P30 第2部 子ども・子育て支援事業計画  
第2章 地域子ども・子育て支援事業の見込み量及び確保方策  
<1>支援事業の見込み及び確保の方策  
【9】子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

### （４）児童虐待防止のための普及、啓発

虐待に対する支援は、発見、通告から始まります。近年 児童虐待は、深刻な社会問題であることから、通告数も年々増加していますが、虐待の発見が遅れることで、重篤な児童虐待事件に繋がる危険があります。

特に集団に属していない就学前児童については、近隣・知人からの通告が虐待の発見に必要不可欠であり、また、保育園・幼稚園・小中学校等の集団に属している児童についても、関係機関での迅速な対応が重要となります。

虐待に苦しむ児童に対しての支援を少しでも早く開始するため、市民一人ひとりが児童虐待問題についての理解をより一層深め、主体的な関わりを持てるように意識啓発を図っていく必要があります。

そのことから、オレンジリボン運動や児童虐待防止推進月間など、虐待防止のための普及啓発活動に積極的に取り組み、虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立に至るまでの切れ目のない総合的な支援を実施していきます。

## （５）特定妊婦に対する支援

本市では、「鹿沼市子育て世代包括支援センター：いちごっこかぬま」を設置し、妊娠届出により把握された、特に支援の必要な妊婦に対して「特定妊婦」として妊娠中から保健師・助産師等が関わりを持ち、支援をしています。

虐待が、望まない妊娠等によることが大きな原因となっていることから妊娠期から継続した支援を行う必要があり、出産直後から、医療機関や家庭相談員と連携しながら育児支援をしていきます。

また、要保護児童対策ネットワーク会議を活用し、関係機関との連携を強化していきます。

## ＜２＞ ひとり親家庭の子育て支援

### （１）相談・指導の充実

ひとり親家庭の支援ニーズは、就労をはじめ、子育て、住居、同居家族の状況、DVなど、多様化しており、家庭の事情に応じて、支援方法を組み合わせる必要があります。

本市では、母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の相談に対応するとともに、様々な問題を解決するため、各種相談業務を集約することで、各相談員が連携し対応しています。

今後も多岐にわたる支援ニーズに対応するため、各相談員をはじめ、関係機関等の連携を強化し、適切な支援メニューに繋がられるよう推進していきます。

### （２）生活の安定

ひとり親、特に母子家庭の親は、就業率が高いものの、子育ての負担や就業経験、職業能力の不足など賃金水準の低いパートやアルバイト等で働く人が多く、ひとり親家庭の貧困率が高いことに繋がっています。生活の安定を図るため、資格取得によるスキルアップや転職によるキャリアアップなど、適切な支援を行っていきます。

またひとり親家庭の自立を促進するため、児童手当、児童扶養手当、遺児手当等の支給、ひとり親家庭医療費助成や福祉資金の貸付による経済的援助、緊急時の対応としての介護人の派遣、市営住宅の提供などの住まいの確保に対する支援など、今後も制度の周知徹底に努め、総合的な対策を適切に実施していきます。

### （3）交流機会の拡充

ひとり親家庭の親は、育児・家事・仕事をひとりでやっているため、負担も大きく、相談相手や交流の機会も少なく、孤立しがちです。

ひとり親家庭優待事業の機会やひとり親が会員の「鹿沼市ひとり親家庭福祉会」の協力を得ながら、共通の問題を抱える親同士で励まし合い、適切な子育てができるよう、交流機会の拡充に努めます。

## ＜3＞ 発達に支援が必要な子どもへの施策の充実

### （1）相談体制の充実

乳幼児健診をはじめ、子どもの障がい等の早期発見の機会が増加したことで、子どもの障がい等についての理解が、社会でも認識されてきており、相談や支援に対するニーズが高まっています。

発達に支援の必要な子どもは、育ちの中で様々な課題を抱えていることやライフステージにより状況が変わるため、個々に適切な支援が必要です。

本市では、平成29年4月に「こども総合サポートセンター」を設置し、臨床心理士や保健師、保育士、専門の相談員が、「乳幼児期から就学期・就労期まで」、切れ目のない一貫した相談支援を行っており、今後も体制充実に向けて推進していきます。

また、発達に支援の必要な子どもを早期発見し、早い段階で療育に繋げることが子どもの成長の過程で、重要となります。乳幼児健診やのびのび発達相談事業など、早期発見の機会を充実させるとともに医療機関をはじめ関係機関と連携し、的確な評価と課題に合った適切な助言指導を実施していきます。

### （2）「発達支援システム」の推進

「鹿沼市発達支援システム」は、発達に支援の必要な子どもと保護者に対して、早期から切れ目のない一貫した支援を提供するための取り組みです。

具体的な取り組みは、主に2つあり、ひとつは「保健、福祉、保育、教育、就労、生活」における支援等の情報を関係機関で共有することで、支援の連携を図っています。

もう一つは「発達支援計画」を作成し、ライフステージ（健診機関・療育機関⇄保育園・幼稚園⇄小学校・中学校⇄高校⇄大学⇄就労先）が移行する際に情報の更新と引継ぎを行うことで、一貫した切れ目のない支援を行っています。

その際、「発達支援計画」をはじめとする子どもに関する相談や支援情報を専用のネットワークシステムに蓄積し、更新することで、関係機関の間で情報共有や支援の引継ぎを行っています。また子どもの就学の際に幼稚園・保育園から小学校等に情報を確実に引き継ぐため、支援者間による引き継ぎ会議「連携支援会議」を開催しています。

今後も子どもと保護者に対して、関係機関が連携して一貫した総合支援ができるよう「鹿沼市発達支援システム」における取り組みを充実させ、推進していきます。

### （3）発達に支援が必要な子どもの保育の充実

現在、本市では障がいの有無にかかわらず必要な保育が受けられるよう環境を整え、保育所等で発達に支援が必要な児童を受け入れています。

年々多様化する保育ニーズへの対応や、育児に悩む保護者の不安解消のため、保育士のスキルアップを図る必要があります。

今後、さらに充実した保育を実施するため、のびのび発達相談や言語聴覚士による巡回相談、市内児童発達支援施設「こども発達支援センター 鹿沼市あおば園」と連携した療育体制を通して、保育所、幼稚園、認定こども園、家庭の連携をはかり、児童の発達の支援を推進していきます。

### （4）学童クラブにおける発達に支援が必要な児童の受入

地域の仲間と遊びながら人間関係を学ぶことは、子どもの成長過程でとても大切であり、発達を促す重要な役割があります。

各クラブにおいて発達に支援が必要な児童を安心して受入れられるように、市では、学童の指導員を対象とした発達支援指導者研修会を実施しております。

現在、発達に支援が必要な児童については、全てのクラブにおいて受け入れることができます。今後も引き続き受け入れをし、さらには、日中活動の場を確保する、「日中一時支援事業」の事業者などとも連携を図りながら進めていきます。

### （5）こども発達支援センターにおける支援の充実

本市では、「こども発達支援センター 鹿沼市あおば園」において、発達が気になる就学前の子どもに対して、様々な療育を提供し、遊びや学びを通して子どもの成長を促しています。

発達障害や発達に課題を抱える子どもは、年々増加していることから、あおば園に通園する児童も増えているため、平成29年度に療育室を増築しました。

また、医師や臨床心理士による発達相談や言語療法や理学療法、音楽療法、作業療法などの専門性の高い療育・指導を行っています。

今後もニーズに対応した質の高い療育等の支援を行えるよう体制の充実を推進していきます。

## ＜4＞ 子どもの貧困対策の推進

### （1）教育の支援

日本における子どもの貧困は、毎日の衣食住に事欠く「絶対的貧困（人間として最低限の生存を維持することが困難な状態）」とは異なり、「相対的貧困（その国の文化水準、生活水準と比較して困窮した状態）」を指します。このような子どもたちは、経済的困窮を背景に教育や体験の機会に乏しく、地域や社会から孤立しやすく、様々な面で不利な状況に置かれてしまう傾向にあります。

すべての子どもたちが、生まれ育った家庭環境に左右されることなく、将来に向けて夢と希望が叶えられるよう、自分の能力・可能性を最大限に生かすためには、教育や学習機会の格差を解消することが重要です。学習や進学等に不安や課題を持っている子どもに対し、学習支援や就学・進学に向けた支援を行います。また、学校をはじめ、地域の人々が連携することにより、さまざまな体験・交流活動の機会が図られるよう推進します。

### （2）生活の支援

経済的に厳しい家庭は、健康面や人間関係、家庭などで、様々な課題を抱えていることが多く、このような状況にある子どもは、社会的に孤立しやすく、必要な支援が受けられないことから、一層困難な状況に置かれる傾向にあります。

すべての子育て世帯が孤立に陥らないように、家庭訪問や健診、保育園・幼稚園・学校等の見守りなど、様々な機会を活用し、支援が必要な子どもや保護者の早期発見を行います。また関係機関と連携し、家庭の見守りや相談への対応・指導、情報提供等の支援に努めるとともに、子どもたちが放課後に安心・安全に過ごすための食事、学習、遊び、交流ができる居場所づくりを推進します。

### （3）保護者の就労支援

保護者が一定の収入を得ることで、生活基盤の安定が図られることから、保護者の就労が必要不可欠です。また保護者の就労は、生計の安定を図るだけでなく、働いて

いる姿を示すことで、子どもが働く意義を学び、将来、自立することで、貧困の連鎖を断ち切ることに繋がります。そこで就労に向けた相談支援を行うとともに、保育サービスや学童クラブなど、仕事と子育ての両立に向けた支援を行うことで、保護者が安心して就労できる環境を整備します。また不安定な就労形態になることの多いひとり親家庭に対しては、資格取得や職業訓練等の支援を行うことで就労の機会や収入の向上を図ります。

#### （４）経済的な支援

経済的に厳しい状況にある家庭の子どもたちが、健やかに安心して生活するためには、生活基盤の安定が必要不可欠です。

生活の下支えしていくために、生活保護をはじめ、各種手当、助成や貸付等の制度について、活用促進のための周知や相談支援を推進し、経済的支援が必要な家庭に届くよう支援に努めるとともに、将来、経済的に自立できるよう、適切な指導やアドバイス等の支援を行います。

### < 5 > ヤングケアラーの支援

#### （１）周知・啓発

子どもが家族の介護や看護、日常生活上の世話等を担う背景には、少子高齢化や核家族化、共働き世帯の増加、家庭の経済状況の変化といった様々な要因が考えられます。こうした中で、本来大人が担うと想定される家事や家族の世話等の責任を負うことにより、本人の成長や教育に影響を及ぼす可能性があり、ヤングケアラーは社会的な課題となっています。

しかし、ヤングケアラーは、その名称や概念について認知度が高いとはいえない状況にあります。家庭内の問題として子どもが家族の世話をすることが当然といった意識を持つ者が少なくない中で、支援が必要な場合であっても対外的に相談できず、悩みや不安を抱えてしまうことが懸念されています。ヤングケアラーという言葉を知らない、具体的には分からない子どもが自分の置かれている状況を理解し、必要な支援を求められるよう、子ども自身のヤングケアラーに関する認知度の向上が求められています。

また、保護者や周囲の関係者、地域住民がヤングケアラーについて理解を深め、子どもが担っている家事や家族の世話などの負担に気付き、必要な支援につなげていくためには、社会的な認知度を向上させることが重要です。

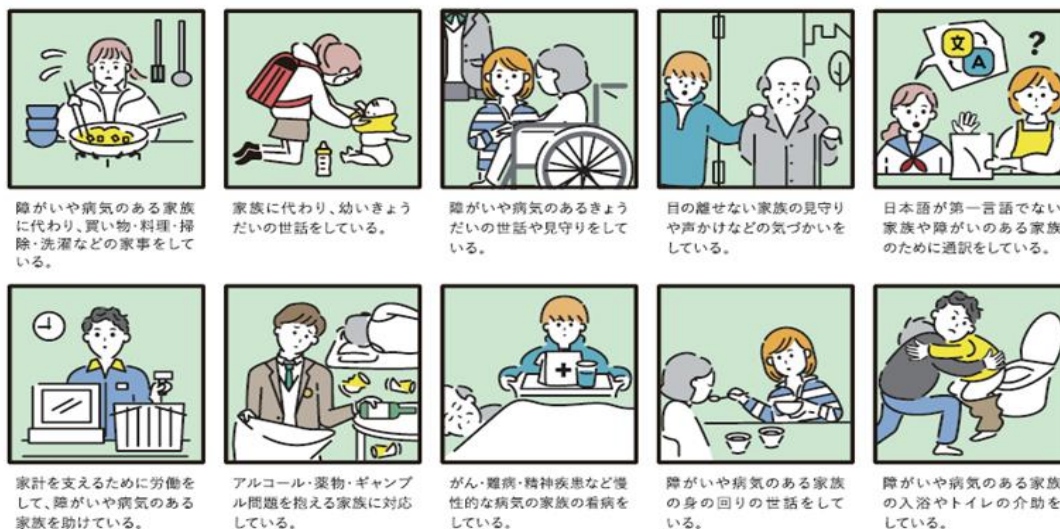
こうしたことから、ヤングケアラーに関する市民の認知度を高め、広報・啓発活動を展開し、幅広く普及啓発に取り組みます。



※「ヤングケアラー」

身体上又は精神上の障害、高齢、疾病等により支援を必要とする親族その他の身近な人に対し、無償で介護、看護、日常生活上の世話、家事その他の支援を提供する18歳未満の者をいう。（鹿沼市ヤングケアラー支援条例第2条）

※ヤングケアラーの具体例（資料：厚生労働省ホームページ）



（2）早期発見・把握

ヤングケアラーは、家庭内でのデリケートな問題であることや、本人や家族にその自覚がないなどの理由から、支援が必要な場合においても表面化しにくい構造となっています。適切な支援につなげられるよう、福祉や介護、医療等に関わる関係機関等が連携し、ヤングケアラーを早期に発見することが求められています。

一方で、子どもの中には、家族の状況を他人に知られたくないという思いや、家族の世話等に対して生きがいを感じている場合もあることに留意する必要があります。適切な支援につなげるにあたっては、子どもの気持ちに寄り添い、本人の意向を尊重しながら、支援の必要性や支援の内容等について丁寧に聴き取る対応が重要です。

そのため、日頃からの子どもに対する観察や保護者との面談、保護者が学校に関わる様々な行事など教職員が子どもや保護者と接する機会の中で、家庭が抱えている困難な状況に気づき、必要に応じて支援につなげられるよう関係機関等との連携を図ります。

あわせて、関係機関等に対する研修を通じてヤングケアラーに対する理解の促進を図ります。また、ヤングケアラーに関する相談対応を行う窓口については、関係部署や関係機関、関係団体等と連携を図りながら、ヤングケアラーが抱える悩みを相談しやすい体制づくりを推進します。

### （3）支援体制の充実

世話をしている家族についてはきょうだいや親が多く、その世話の内容は食事の準備や掃除・洗濯などの家事、家族の見守りなどが多く見受けられます。

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない過度の責任を負うことで、勉強や部活の時間、友人と楽しむ時間などの子どもらしい時間を過ごすことが困難になる可能性があります。学業や友人関係に影響が生じるなど子どもの育ちや教育に影響を及ぼさないよう、適切な支援につなげることが求められています。

そのため、ヤングケアラー本人の意向を尊重しながら、高齢や障がい、疾病、生活困窮などの家庭の状況に応じた適切なサービスにつなげられるよう、福祉や介護、医療、教育等の関係部署が連携するとともに、必要に応じて要保護児童対策地域ネットワーク会議を通じて関係機関等が連携して支援できるよう、ヤングケアラーへの支援体制の整備を図ります。

また、ヤングケアラーの負担軽減を図るため、社会資源を活用しながら家事や子育てに対する支援施策を展開し、養育が困難な状況にある家庭への支援を推進します。